

○厚生労働省告示第三百四号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表第1に次のように加える。

1084 血液成分分離キット

別表第2に次のように加える。

1790 血液成分分離装置